2026 年度装飾規定

2026 年 6 月 22 日
文化祭実行委員会執行部備品部門

【安全であること・校舎を傷つけないこと・完全復元すること】

この 3 規定に基づいて以下の細則を設けます。
迷ったら、文実執行部・備品部門担当者に相談してください。

なお、規定に違反した場合は当該装飾を撤去します。

Ⅰ.安全であること

a)窓の全開閉が常に可能であり、施錠が確認できること。
b)電灯・エアコンのスイッチを覆わないこと。
c)蛍光灯をセロハン・ビニール等で覆わないこと。
d)廊下の装飾については、通行の妨げとなったり避難に支障をきたしたりしないようにすること。廊下の天井からの吊り下げや教室側の壁から 10cm 以上迫り出した装飾はしないこと。窓側の装飾は窓ガラスのみとし、その際の規定は教室内窓ガラスに準ずる。また、窓側には立体的な装飾を施さないこと。
e)暗幕を天井から吊り下げないこと。
f)崩落防止のため、机の積み上げは 2 段までとし、動かないよう頑丈に固定すること。
g)食販団体は販売場所にアレルギー表示・賞味期限を記載した紙を掲示すること。

Ⅱ.校舎を傷つけないこと

a)カッター使用時には下敷きを用いること(文実から貸出可)。
b)スプレー・ペンキ・有機溶媒(油性の揮発性のあるもの、シンナー・ベンジンなど)を含むものは屋外で使用し、決して地面や建物につけないよう配慮すること。
c)釘・ネジは使用しないこと。
d)セロハンテープは校舎ならびに学校の備品に直接貼り付けないこと。
e)校舎にテープで物を貼り付ける場合や窓ガラスに水でアルミホイルを貼り付ける場合は跡がつかないよう十分留意すること。なお、これらを続けて貼り続けられる期間は 9 月 11 日・12 日・13 日の 3 日間のみとする。
f)使用可能な道具とその使用場所については以下の表のとおりとする。

使用場所	道具名
校舎に直接貼り付ける場合 (天井・壁(漆喰の無いもの)・床・筋交い・窓ガラス・サッシ・扉・黒板・廊下等)	養生テープ・マスキングテープ

学校の備品（机・椅子等）	養生テープ・マスキングテープ
物と物との接着	規定なし（ガムテープ･スプレーのり等も可）

※漆喰が塗られている壁・剥げた塗装部・剥がれた木部には何も貼り付けないこと。

※教壇・ステージには、ビニールテープを使用しても良い。

※黒板には磁石を使用しても良い。

※教室サイド掲示板・窓枠の木製部・天井には画鋲を使用しても良い。
なお、天井に画鋲を使用する場合は、テープ等で固定し落下防止対策をすること。

※エアコンのパイプには、何も装飾をしないこと。

※教室の扉は取り外しても良い。
ただし、取り外しや取り付けの際に扉やその周辺を傷つけることがないようにすること。
また、取り外し可能な期間は 9 月 11 日・12 日・13 日の 3 日間のみとする。

※スプレーのゴミは使い切った状態で捨てるか、持ち帰って学校外で捨てること。

※ビニールなどの軽いものの吊り下げは、画鋲ではなく天井パネルのネジを使用すると良い。
詳しいやり方については、今後配布する「天井パネル吊り下げマニュアル」を参照すること。

Ⅲ.完全復元すること

a)ゴミを分別し、指示の通り回収すること。
b)来年度以降使用可能なものは後日集め、文実で管理保管する。
c)持ち込んだもの・使用したものは、責任を持って返却・処分・リサイクルすること。

その他
・著作権に十分に配慮すること。9 月 11 日・12 日・13 日の 3 日間のみ掲示可能とする。
・著作物の処分は文化祭終了後速やかに行うこと。
・著作権及び SNS 運用に関しては第一回全体会資料を参照すること。